

一本松小学校いじめ防止基本方針

平成30年2月19日

1 いじめ防止に向けた学校の考え方

① いじめの定義

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。 *法第2条で定められた定義

② いじめを防止するための基本理念

すべての子供が健やかに成長していくために、自己の特性や可能性や長所等を互いに認め合い、温かい人間関係の中で自己実現をめざし伸び伸びと生活することができるような場や居場所をつくっていく。

③ いじめを防止するための方向性

- 子どもの健全育成を図り、いじめのない子ども社会を実現するために、学校はその役割を自覚し、保護者や地域と協力し広く社会全体で真剣に取り組む必要がある。
- 子どもは、自らが安心して豊かに生活できるよう、いじめを許さない子ども社会の実現に努める。
 - ◆いじめの未然防止（学校風土、授業改善、適切な人間関係の確立、自己有用感の醸成）
 - ◆早期発見・早期対応（いじめを見逃さない体制、教育相談体制、教職員の資質の向上）
 - ◆適切な対処・措置（児童・保護者との信頼関係の確立、関係機関との連携強化）

④ 学校いじめ防止基本方針策定の目的

一本松小学校いじめ防止基本方針は、基本理念・方向性のもと、いじめの問題への対策を教職員・児童・保護者・地域が主体的・相互に協力しながら、いじめの防止及び解決を図るために、子どもの健全育成・いじめを許さない学校の実現をめざすことを目的とする。

2 「学校いじめ防止対策委員会」の設置

① 委員会の構成員

構成員：管理職、教務主任、学年代表、児童支援専任、養護教諭
（必要に応じて心理や福祉等の専門家の参加を求める。）

② 委員会の運営

- いじめ防止に向けた年間計画の作成、運営、PDCA サイクルでの検証を行う。
- いじめ事案に対して、中核となり、情報の収集・記録・対応（役割分担含む）を行い、

組織的に取り組む。

- 「学校いじめ防止対策委員会」を常設し、月1回以上、定期的に開催する。
- いじめの疑いがある段階で、直ちに「学校いじめ防止対策委員会」を開催する。
- 校長等の責任者は、学校として組織的に対応方針を決定するとともに、会議録を作成・保管し、進捗の管理を行う。

③ 委員会の活動内容

●未然防止

- いじめの未然防止のため、いじめがおきにくい・いじめを許さない環境づくり
- 学校いじめ防止対策委員会の存在及び活動を児童生徒及び保護者に周知

●早期発見・事案対処

- いじめの相談・通報の窓口の設置
- いじめの早期発見、事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有
- いじめ（「疑い」含む。）を察知した場合には、情報の迅速な共有、関係児童に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断
- いじめを受けた児童に対する支援、いじめを行った児童に対する指導の体制、対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施

●取組の検証

- 学校いじめ防止基本方針に基づく年間計画の作成・実行・検証・修正
- 学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修の企画と計画的な実施
- 学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検と学校いじめ防止基本方針の見直し（PDCAサイクルの実行を含む。）

3 「いじめの未然防止、早期発見・事案対処

① いじめの未然防止

- 安心できる居場所づくり⇒相手を意識したあいさつ・話の聞き方・言葉づかいの指導
- 友人関係、集団づくり、社会性の育成⇒ふれあい活動、意図的計画的な横浜プログラムの実践
- わかる授業づくり（すべての児童が参加・活躍できる授業をめざす。）⇒公開授業参観「豊かな心の育成」を根底にした研究・研修による教職員間の授業研究及び学習会意見交換
- 校内規律⇒学校のきまり及び「一本松スタイル」の研修、児童指導・人権研修

② いじめの早期発見

- 「見過ごす」「見逃す」「先延ばしにする」ことを絶対に避ける。
- 目撃情報の収集・検討・対応⇒情報の確実な伝達（担任と児童支援専任へ）
- 健康観察の活用⇒一人ひとりの顔・声の確認

- 一人ひとりの児童とのコミュニケーションの意識化⇒児童との信頼関係の構築
- 保護者からの相談の受け入れ体制の充実⇒保護者との信頼関係の構築
- 専科授業や保健室の様子等、教室以外での児童の姿の把握⇒児童の多面的理解
- 学校背気圧に関する定期的なアンケートの実施
- 情報モラル教育の推進、インターネットを通じたいじめへの対処

③ いじめに対する措置

直ちに「学校いじめ防止対策委員会」を開催し、情報を共有し学校全体で慎重・丁寧に対応する。

- 疑いがあるような行為を発見あるいは情報を得た場合は、事実の確認を行う。
- いじめの事実が確認された場合はいじめをやめさせ、再発を防止させるため、いじめを受けた児童・保護者やいじめを行った児童その保護者への支援助言を継続的に行う。
- いじめが起きた集団へは、児童の受け止め方に配慮しながら、「いじめは絶対に許されない行為であり根絶していく。」ことを伝え考えさせる。必要に応じ個別対応を行う。
- いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるよう、必要に応じ、双方の保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行わせるなどの措置をとる。
- お互いが納得して解決できるよう、事案の情報を関係保護者と共有できる措置をとる。
- 犯罪行為として取り扱われるべきいじめの事案やネット上のいじめへの対応については、教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。

④ いじめの解消

《いじめの解消の要件》

少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

- ① いじめの行為が少なくとも3か月（目安）止んでいること
- ② いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと

⑤ 教職員等への研修

児童理解研修やいじめ防止・対応に向けた研修等、計画的に校内研修を実施する。また、教育委員会が主催する児童理解および児童指導関係の研修にも積極的に参加する。

⑥ 学校運営協議会等の活用

保護者や地域住民が学校運営に参画する「まちとともに歩む学校づくり懇話会」や「中学校区学校・家庭・地域連携事業」等で、いじめの問題等、学校が抱える課題を共有し、地域ぐるみで解決する仕組みづくりを推進する。

⑦ 取組の年間計画

月	内容
4	・アレルギー、健康関係申し送り 旧担任から新担任への引継ぎ ・児童の実態把握：特性、家庭環境など 児童の近況報告 いじめ研修
5	・要配慮児童共有、情報交換 児童の近況報告 ・いじめ基本方針の推進・虐待・暴力・自殺防止・不登校支援計画 ・中部療育：コンサルテーション 個別の教育支援計画・指導計画作成
6	・YP アンケート実施 児童の近況報告
7	・YP,Zuzie 研修 ふり返りカード（学年） 児童の近況報告
8	・自閉症研修会・児童の近況報告
9	・児童の近況報告
10	・児童の近況報告
11	・要配慮児童共有、情報交換・人権研修・児童の近況報告 ・学校生活アンケート
12	・YP アンケート実施・人権講話・児童学習会：学年別・いじめアンケート ・個別の教育支援計画・指導計画反省と追記・児童の近況報告
1	・要配慮児童共有、情報交換・中部療育・児童の近況報告
2	・一本松スタイル、生活目標見直し・年間・全体計画の見直し ・児童の近況報告
3	・年間の振り返り、新年度への引継ぎ・児童の近況報告 ・個別の教育支援計画・指導計画まとめと次年度へ
通年	・いじめ防止対策委員会（月1回以上・随時）

4 重大事態への対処

「重大事態の定義」

いじめ防止対策推進法第28条第1項においては、いじめの重大事態の定義は「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」（同項第1号）、「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」（同項第2号）とされている。

「発生の報告」

学校は、重大事態が発生した場合（疑いを含む）は、直ちに教育委員会に報告する。

5 いじめ防止対策の点検・見直し

学校は、いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、少なくとも年1回点検を行い、必要に応じて組織や取組等の見直しを行う（PDCAサイクル）。必要がある場合は、横浜市いじめ防止基本方針を含めて見直しを検討し、措置を講じる。

